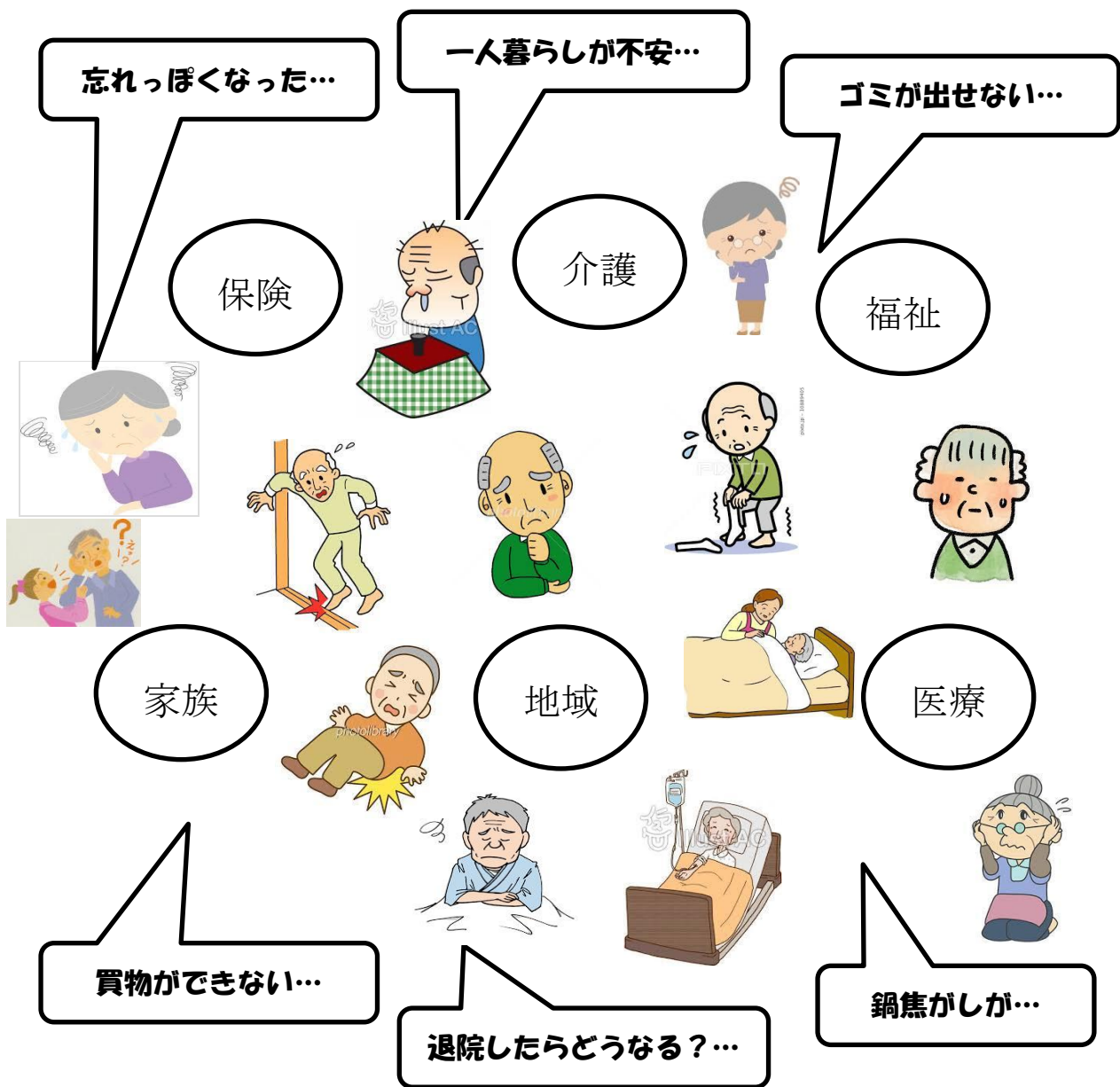


私たちの日々の暮らしの中において様々な困難が生じることがあります。
また、加齢に伴い困難さが増えていきます。それらを解決していくためには、
保険・医療・介護・福祉などの公的制度の連携が必要になります。

さらに、公的な支援だけでは支えきれないことは、地域の支え合う力・仕
組みを作っていく必要があります。

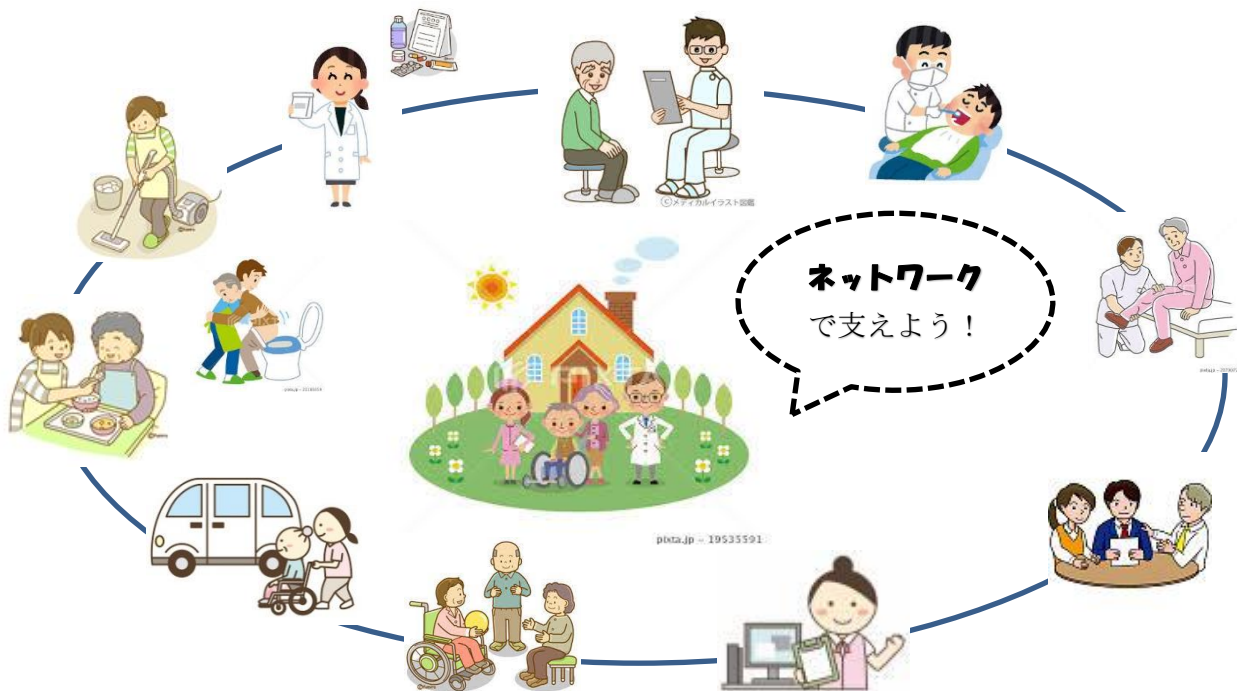


住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けたい

このような思いを支えるには

高齢者の暮らしを地域全体で支えていく仕組みが必要とされています。

地域包括ケアシステムといいます。

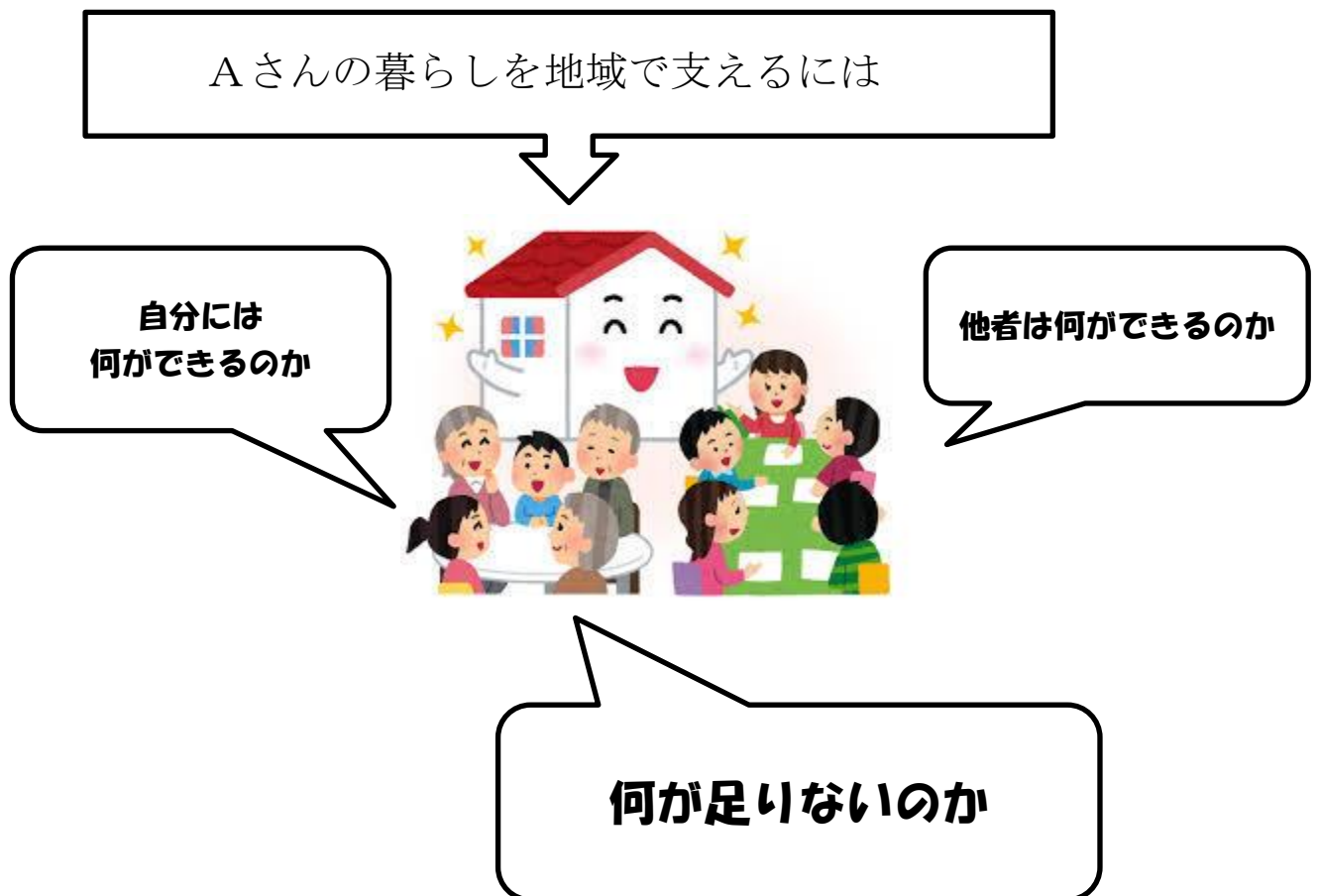


これまでもお互いの‘連携’は言われていましたが、専門職だけではなく地域全体で支援し、ひいては地域で支え合えるまちを目指します。そして、地域包括ケアシステムを作っていくための手段として「地域ケア会議」を開催します。

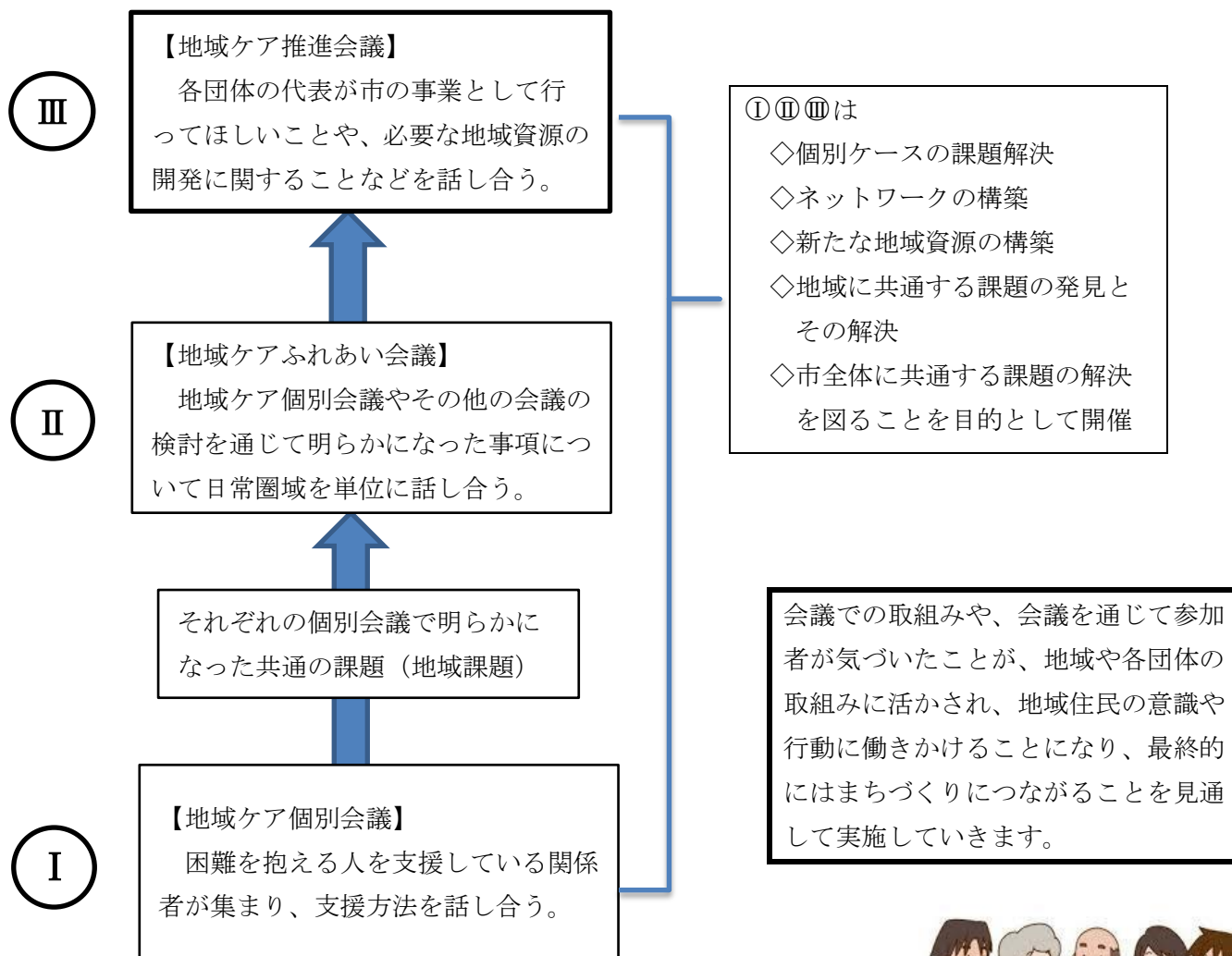
地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者の暮らしを地域全体で支えて行くために支援者がお互いに何ができるのか、自分達ではできないことは何かを話し合い、既存の方法では解決につながらない場合は新たな支援をつくるような働きかけを行っていくものです。

地域住民、民生委員、医療関係者、介護保険関係者、福祉の関係者、行政などが公民館などに一堂に会し、支援方法などを協議し、協働して行くために開催するのが地域ケア会議です。



鹿屋市の地域ケア会議は、以下の3種類があります。



「買い物ができなくなって困っているAさん」

「地域ケア個別会議①」で支援方法を話し合っていたら、この地域には身近な商店がないことが分かった。「地域ケアふれあい会議②」で買い物支援について話し合うと、いくつかいい案が出てきた。でも…地域住民は買い物だけでなく、公共機関への移動にも苦勞していることが分かった。他の同じように困っている地区とともに「地域ケア推進会議③」で移動支援について検討してもらおう…。

地域ケア個別会議の進め方

【開催時間】

概ね 60 分から 90 分話し合います。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ◇自己紹介・開催趣旨説明など | 10 分程度 |
| 情報の共有～支援方法の検討など | 30～60 分程度 |
| 振り返り、まとめなど | 15～20 分程度 |



【会議内容】

個別課題解決に向けて、お互いの活動や役割を理解したり、地域にある支援や地域に必要ではあるが足りない支援を確認します。

- ◇例：支援困難事例、虐待案件、孤立などの気になる高齢者 など

【主催】

鹿屋市地域包括支援センターが連絡調整や司会を行います。

- ◇会議の中で自分が何をすればいいのかなど、会議内容について分からないことは地域包括支援センターにお問い合わせください。

【開催場所】

鹿屋市地域包括支援センター（基幹型・サブセンター）

鹿屋市役所会議室

地域の集会所（コミュニティーセンター・自治会館）など

開 催 協 力

関係者等は会議から資料又は情報の提供、意見の開陳をその他必要な協力を求められた場合は、これに協力するよう努めなければなりませんとされています。

（介護保険法第 115 条の 48 第 4 項）

例：基本情報 経過記録(事例概要) ケアプラン など

参加メンバー

地域の人々

- ◇本人
- ◇家族
- ◇隣人
- ◇民生児童委員
- ◇町内会長
- ◇見守り隊員 など

医療関係者

- ◇医師
- ◇保健師・看護師
- ◇薬剤師
- ◇理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- ◇管理栄養士・栄養士
- ◇医療相談員・精神保健福祉士 など

介護事業者

- ◇介護支援専門員
- ◇生活支援コーディネーター・サポートワーカー
- ◇サービス事業所（訪問介護事業所・通所介護事業所など） など

行政関係者

- ◇市役所
- ◇保健所
- ◇警察署 など

その他地域の関係者

- ◇社会福祉協議会
- ◇特定非営利活動法人
- ◇商店街
- ◇コンビニエンスストア
- ◇宅配業者
- ◇新聞販売店
- ◇郵便局
- ◇金融機関 など





個人情報

会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。(介護保険法第115条の48第5項)

これに違反した場合の罰則規定も設けられています。(介護保険法第205条第2項)



鹿屋市高齢福祉課地域包括ケア推進室

☎0994-31-1175

鹿屋市地域包括支援センター

☎0994-45-6969